



# 日刊 动力労千葉

# 解雇撤回の勝利判決がちとらう！ 全力で一・三〇集会へ！

不当解雇から六年  
聞いはよいよ山場

など空文と化している状況のなかで、勝利判決をかちとるためには、広範な労働者の怒りが、裁判所を包囲しなければならない。

八五・一一第一波スト、八六・一二第二波ストで不当にも解雇された二八名の仲間たちの解雇撤回に向けた裁判闘争が、最大の山場をむかえている。

裁判長の交替時期ということもあり、早ければ、三月頃までに判決が出される可能性が強いのだ。

「解雇撤回・原職奪還」は、動労千葉の原点であり、悲願だ。

全力をふりしぼって総決起し、「解雇無効」の勝利判決をかちとろう！

動労千葉は、裁判闘争勝利に向けて、一月三〇日、総決起集会を開催し、裁判所への要請行動を展開する。第一波スト解雇から六周年、怒りも新たに、この日の闘いに全力で結集し、裁判所にわれわれの決意を示そう。

勝利判決をかちとるまでは、やれる限りのことをやりぬき、あらゆる手段を尽くして、何度も裁判所を包囲しよう！

○総決起集会へ結集しよう！

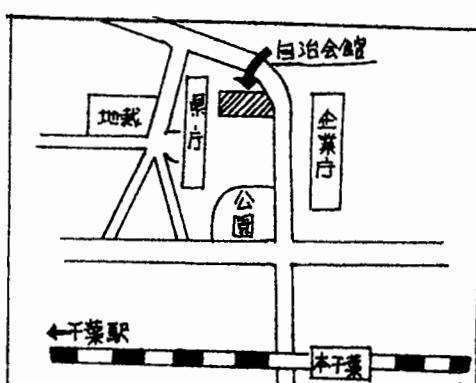
裁判闘争は二八名もの大量解雇を強行しながら、解雇の具体的な理由すら立証しようとした当局を追いつめ、勝利的に結審している。しかし、この間の日をおおばかりの司法反動の

状況を考えると、決して状況は

甘くはない。「残業拒否で解雇は正当」の最高裁判決、そして、解雇事件と同じ裁判長による「宿舎明け渡し公判」の反動判決、——まさに“司法の独立”



解雇撤回・裁判闘争勝利  
動労千葉総決起集会  
時・1月30日(木)  
場所・千葉県自治会館



第2波スト  
1よりよ結審！  
86.2

1月10日、千葉地裁において、「八六・二第二波スト解雇事件」の第二十九回公判が行なわれた。

今日の公判は前回当局側が「解雇基準の量定について立証を行ないたい」として、今村（当時総務部長）証人の採用を新ためて求め、行なわれた。

しかし、今村証人の証言内容は、従来からの当局側の主張のむし返しであり、逆に、動労千葉弁護団からの鋭い追求のために、動労千葉を嫌悪していた事実が明らかとなつたのである。次回はいよいよ結審、第一波と合わせ二八名の解雇撤回をかけて全効力を闘おう！